

(令和5年9月改訂)

債権差押命令申立てに必要な書類等一覧

〒630-8213 奈良市登大路町35番地

奈良地方裁判所執行係（債権執行担当直通TEL：0742-88-2644）

〒635-8502 奈良県大和高田市大字大中101番地の4

奈良地方裁判所葛城支部執行係（係直通TEL0745-53-1772）

〒637-0043 奈良県五條市新町三丁目3番1号

奈良地方裁判所五條支部執行係（代表TEL0747-23-0261）

- 1 債権差押命令申立書
 - 2 陳述催告の申立書（1の申立書に記載する方法でも可）
 - ※ 陳述催告の申立てをしない場合は不要です。
 - 3 執行力のある債務名義の正本（執行文が付いた判決正本など）
 - ※ 債務名義によっては、執行文が要らないものもあります。
 - 4 債務名義正本の送達証明書
 - 5 債務名義が家庭裁判所の審判等の場合→確定証明書
 - 6 当事者が法人の場合→法人の資格証明書（代表者事項証明書など）
 - ※ 発行後3か月以内のものが必要です。
 - ※ 法人の所在地又は名称が債務名義の記載と現在とで異なる場合、双方のつながりがわかるものが必要です。
 - 7 当事者の住所・氏名が債務名義の記載と現在とで異なる場合→住民票、戸籍事項証明書など
 - ※ 発行後1か月以内で、新旧の住所・氏名のつながりがわかるものが必要です。
 - ※ 住民票については、個人番号(マイナンバー)及び住民票コードが記載されていないものを提出してください。
 - 8 当事者目録、請求債権目録、差押債権目録 1枚ずつ
 - 9 申立債権者のあて名を記載したラベル又は長形3号の封筒（第三債務者の数+1）枚
- ※ 上記8、9の提出は任意です。
- ★ 申立手数料（収入印紙）、郵便切手については、「**債権差押命令申立てに必要な手数料及び郵便切手**」、「**申立時予納郵便切手一覧表**」をご覧ください。
- ★ 事案によっては、別途書類の追加や各種申請・申立てが必要になる場合もありますので、申立先の執行係の指示に従ってください。
- ★ 必要書類についてわからない点があるときは、申立先の執行係にお問い合わせください。